

高校等奨学金

2024年度 公益財団法人大西・アオイ記念財団 高校等奨学生募集要項 (高等学校・高等専門学校の在学者に支給する高校等奨学金)

1. 特徴

- (ア) 公益財団法人大西・アオイ記念財団は、これまでアオイ電子株式会社を育てていただいた地元香川県への恩返しの思いを込め、同社の創業者大西通義とアオイ電子株式会社の共同により設立された財団であり、将来の香川県の発展に貢献し得る学生等への育英事業及び文化・芸術・科学技術等の発展・普及を推進する事業を行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。
- (イ) 今回募集する当財団の奨学金は、返還の義務がありません。また奨学金の給付を受けても、入社等の付帯義務を負うものではありません。

2. 採用予定人数等

11名程度(なお、理工系人材の育成にも一定の配慮をします。)

3. 奨学金の給付月額、期間

奨学金の対象	給付月額	期 間
(公立) 高等学校2年～3年	25,000円	2024年4月より最長2026年3月まで(正規の最短修業期間)
(私立) 高等学校2年～3年	30,000円	2024年4月より最長2026年3月まで(正規の最短修業期間)
高等専門学校2年～5年	30,000円	2024年4月より最長2028年3月まで(正規の最短修業期間)

4. 応募基準

- (ア) 香川県内の高等学校、高等専門学校に在籍し、2024年4月現在で、高等学校2年生以上、高等専門学校2年生以上に在学することとなる者
- (イ) 2024年4月2日時点で、原則として高等学校は満19歳以下、高等専門学校は満21歳以下である者
- (ウ) 成績要件は、以下のとおりとする。
- 【高等学校生】
- ・高等学校2年生：高等学校1年(12月まで)の成績の評定平均が原則3.8以上
 - ・高等学校3年生：高等学校1年、2年(12月まで)の成績の評定平均が原則3.8以上
- 【高等専門学校生】
- ・高等専門学校2年生：高等専門学校1年(12月まで)の成績の評定平均が原則3.8以上
 - ・高等専門学校3年生：高等専門学校1年、2年(12月まで)の成績の評定平均が原則3.8以上
 - ・高等専門学校4年生：高等専門学校1年～3年(12月まで)の成績の評定平均が原則3.8以上
 - ・高等専門学校5年生：高等専門学校1年～4年(12月まで)の成績の評定平均が原則3.8以上
- (エ) 所得要件としては、所得の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計年収600万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他所得340万円未満とする。
- (オ) 在学する学校長等の推薦する者

5. 採用基準

- (ア) 学業優秀と認められる者
- (イ) 学費の支弁が困難と認められる者
- (ウ) 心身ともに優れている者
- (エ) 当財団の選考委員会により書類審査、場合によっては面接審査に合格した者

6. 提出書類

(ア) 提出書類

- ① 奨学生願書(所定様式による)
- ② 写真(縦4cm×横3cmで裏面に氏名記入の上、①の奨学生願書に貼付)
- ③ 在学証明書(学校所定の書式で可。1通)
- ④ 成績証明書(仮評定を含み学校所定の書式で可。1通。学校では奨学生願書所定欄へ必ず評定平均を記載のこと。)封筒に入れて閉じる必要はありません。
- ⑤ 年収額を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書、年金通知書、市町発行の所得課税証明書等の写しで可)
- ⑥ 学校長等の推薦書(学校所定の書式で可。1通)
- ⑦ 高校等での抱負(高校等でやりたいことなど抱負を400字程度で記述してください。大きさはA4とし、書式自由)

*上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください。

(イ) 提出期限

2024年2月29日(木)までに[必着]にてご提出願います。

*申請者ご本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。必ず学校を通じてご連絡・応募してください。

*奨学生願書などの所定様式の電子データが必要な場合は、当財団ホームページ(www.onishi-aoi.or.jp)の「奨学金給付」の中に掲載しており、ご利用ができます。

(ウ) 書類提出先・問合せ先

公益財団法人大西・アオイ記念財団 事務局(高徳)

〒761-0302 香川県高松市上林町148番地 TEL:087-880-7888 FAX:087-880-7890

当財団ホームページの「奨学金給付」の中の「奨学金応募に関するよくあるQ&A」も参考にしてください。

7. 選考

- (ア) 書類選考及び面接(書類選考通過者)により総合的に勘案し決定します。
- (イ) 奨学生の可否通知は、2024年4月上旬を目途に学校あてに送付いたします。

8. 奨学生の義務

- (ア) 奨学生は、原則として毎年度末に、成績証明書、生活状況報告書(所定様式による)及び在学証明書(最終年度末には卒業証明書)を当財団へ提出する必要があります。
- (イ) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所、メールアドレス等の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに当財団へ届け出る必要があります。
- (ウ) 奨学生は、毎年、当財団主催の集合研修会に出席するとともに、当財団が特に必要と認めて指示した書類を期日までに提出する必要があります。
- (エ) 成績不良、素行不良等、当財団の奨学金給付規程(当財団ホームページに掲載)に定める場合には、奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。